

様式第4号 (第5条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鳥取県西伯郡大山町高橋 1 4 0 6 番地

氏 名 株式会社 赤松産業 代表取締役 赤松雄一郎
(法人にあつては所在地、名称及び代表者の氏名)

令和7年2月28日付で申請のあつた一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり許可します。

令和7年3月5日

南部町長 陶山 清 孝



- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 許 可 番 号 | 第60号 |
| 2 許 可 する 期 間 | 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで |
| 3 営 業 の 種 類 | ごみの収集運搬 |
| 4 営 業 する 区 域 | 南部町一円 |
| 5 車 両 の 種 別 及 び
台 数 | 裏面記載のとおり |
| 6 廃 棄 物 の 処 分 地
及 び 処 分 方 法 | 西伯郡大山町殿河内池ノ峰1060番地1
日野郡日野町貝原13番地1
破碎処理 (中間処理) |
| 7 許 可 の 条 件 | 裏面記載のとおり |

一般廃棄物収集運搬業条件

- 1 営業は自ら行うのとし、その全部、又は一部を第三者に請け負わせ、または委託してはならない。
- 2 収集運搬車には、車体の両側に業者名並びに許可の種別及び許可番号を表示すること。
- 3 営業にあたっては、関係法令、条例等に違反する行為を行ってはならない。また、走行中は積載物の飛散を防止する措置をとること。
- 4 営業として行った収集運搬量を南部町に報告すること。
- 5 許可証の取扱いについて、次のことを守ること。
 - (1) この許可証を他人に貸与、又は譲渡しないこと。
 - (2) 廃業その他で、この許可証が不要となったときは、ただちに返納すること。
 - (3) 車両、住所等許可証の記載事項に変更が生じたとき、また許可証をき損、及び損失したときは、ただちに届出すること。
 - (4) その他町長の指示する事項に従うこと。

許可車両

	車両登録番号	最大積載量 (kg)	車体の形状	収集運搬許可物	備考
1	鳥取100は 1078	9,700	ダンプ	可燃性ごみ	平成22年6月 30日登録
2	鳥取100は 1199	10,400	脱着装置付コン テナ専用車	可燃性ごみ	平成24年6月 15日登録
3	鳥取100は 1404	9,900	脱着装置付コン テナ専用車	可燃性ごみ	平成26年10 月8日登録
4	鳥取100さ 5583	3,100	キャブオーバ	可燃性ごみ	平成15年8月 22日登録
5	鳥取400せ 1523	3,000	ダンプ	可燃性ごみ	平成27年4月 7日登録
6	鳥取100は 1723	11,000	脱着装置付コン テナ専用車	可燃性ごみ	平成30年12 月26日登録
7	鳥取400そ 836	3,000	ダンプ	可燃性ごみ	令和6年5月1 7日
8	鳥取100す 1717	2,700	ダンプ	可燃性ごみ	令和5年12月 7日
9	鳥取100す 1718	2,700	ダンプ	可燃性ごみ	令和5年12月 4日
10	鳥取400そ 1112	750	キャブオーバ	可燃性ごみ	令和6年9月1 7日
		(以下余白)			